

# 屋外広告業の登録制に関する手引き

令和2年4月

岡山市 都市整備局 都市・交通部 都市計画課

## 目 次

### 屋外広告業の登録制について

1 登録制導入の経緯	1
2 用語の定義	1
(1)「屋外広告物」	
(2)「屋外広告業」	
(3)「屋外広告業者」	
3 岡山市における屋外広告業の登録制について	2
4 登録申請の手続き等について	3
(1) 申請書類一覧	
(2) 登録手数料等	
(3) 登録の有効期間	
(4) 申請書類の提出先／提出方法	
(5) 業務主任者	
(6) 登録の拒否をする場合	
(7) 屋外広告業者登録簿	
5 登録事項の変更の届出について	7
6 廃業等の届出について	8
7 登録の取消し等について	8
8 岡山県又は倉敷市の条例に基づく登録を受けた者に関する特例	9
(1) 届出書類一覧	
(2) 届出手数料	
(3) 屋外広告業届出簿	
(4) 届出事項の変更について	
(5) 営業の停止	
(6) 届出の効力について	
(7) 廃業等の届出について	

9 立入検査等について	.....	11
10 罰則について	.....	11
11 登録後（届出後）の注意事項について	.....	12
(1) 標識の掲示		
(2) 帳簿の備付け		
(3) その他		
12 その他	.....	13
(1) 岡山市屋外広告物条例等の閲覧		
(2) 屋外広告業に関する問い合わせ先		

## 屋外広告業の登録制について

### 1 登録制導入の経緯

従来、屋外広告業については、屋外広告物法に基づく各地方公共団体の条例で、「屋外広告業を営もうとする者についてはその旨の届出を義務づけることができる」とされており、岡山市においても「岡山市屋外広告物条例」において、屋外広告業を営もうとする者は市長への届出が必要でした。

しかし、平成 16 年 6 月、国による景観法の制定に伴う関係法令整備の一環として、屋外広告物法について改正が行われました。

その中では良好な景観を形成するための取り組みの一つとして、違反屋外広告物設置の主な原因となっている不良業者の排除と業界の健全な育成を目的として、各地方公共団体の条例で屋外広告業の登録制を導入することが可能となりました。

このことに伴い、岡山市では平成 17 年 3 月に条例改正を行い、平成 17 年 10 月 1 日より屋外広告業の登録制の施行をすることとしました。

### 2 用語の定義

岡山市屋外広告物条例・規則における主な用語の定義は以下のとおりです。

#### (1) 「屋外広告物」

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

#### (2) 「屋外広告業」

屋外広告物の表示または広告物を掲出する物件の設置を行なう営業をいう。(※)

#### (3) 「屋外広告業者」

条例第 33 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく登録を受けて、又は条例第 33 条の 14 第 1 項の規定に基づく届出をして屋外広告業を営む者をいう。

※ 屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

この場合、元請けまたは下請けといった立場の形態の如何は問いませんが、屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負わないようないわゆる広告代理業等は屋外広告業に該当しないものとされています。

また、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示したり、屋外広告物を掲出する物件の設置を行わないものも屋外広告業には該当しません。

### 3 岡山市における屋外広告業の登録制について

岡山市内で屋外広告業を営もうとする場合は、市内に営業所があるか否かを問わず、平成 17 年 10 月 1 日から屋外広告業の登録を受けることが必要です。

また、登録申請の際には、一定の要件を満たした業務主任者を選任し、市内で営業を行う営業所ごとに設置しなければなりません。

なお、登録制については、各地方公共団体（都道府県、政令指定都市、中核市）ごとに条例で定めるとされており、営業を行おうとするところの地方公共団体が登録制を導入している場合は、それぞれの地方公共団体で登録を受けることが必要となります。

※ 岡山県又は倉敷市の条例が適用される区域内において、既に登録を受けて屋外広告業を営んでいる者が、岡山市内において屋外広告業を営もうとする場合は、登録を受けるのではなく、届出をすればよい（登録料が免除されます。）という特例措置があります。  
(後記「8 岡山県又は倉敷市の条例に基づく登録を受けた者に関する特例」を参照)

#### 4 登録申請の手続き等について

##### (1) 申請書類一覧

登録を受けようとする場合は、下表に従って所定の登録申請書等に必要事項を記載し、1部を提出してください。(条例第33条の2)

【屋外広告業登録(新規・更新)申請書類一覧表】・・・○印が必要書類です。

書類の名称(様式番号)		申請者の区分			備考	根拠条項	
		個人		法人			
			未成年				
登録申請書(様式第13号)		○	○	○	市が発行する納付書で登録手数料を納めてください	・規則第23条の2	
略歴書 (様式第14号)	申請者	○	○	○	法人の場合、法人自体の略歴書も必要です	・規則第23条の3第1項第1号 ・規則第23条の3第1項第6号	
	法定代理人	—	○	—			
	法人役員 (全員必要)	—	—	○		・規則第23条の3第1項第2号	
誓約書(様式第15号)		○	○	○	登録申請者自身が誓約するものです	・条例第33条の2第2項 ・規則第23条の3第1項第3号	
住民票の抄本	申請者	○	○	—	住民票は、6カ月以内に発行されたものに限り、本籍地の記載は不要です(コピーは不可です)	・規則第23条の3第1項第1号	
	法定代理人	—	○	—			
	法人役員 (全員必要)	—	—	○			・規則第23条の3第1項第2号
	業務主任者	○	○	○			・規則第23条の3第1項第5号
登記事項証明書		—	—	○	登録事項証明書は、6カ月以内に発行されたものに限り、コピーは不可です	・規則第23条の3第1項第2号	
業務主任者となる資格を証する書面		○	○	○		・規則第23条の3第1項第4号	

注) 上記書類が不足しますと、受付ができませんのでご注意ください。

## (2) 登録手数料等

登録手数料は、1万1千円（新規・更新とも）です。（条例第33条の13）

※申請後、納入通知書を発行しますので、指定の金融機関で納付してください。

## (3) 登録の有効期間

屋外広告業の登録有効期間は5年間です。5年ごとに更新の登録を受けないと登録の効力はなくなります。（条例第33条）

更新の登録を受けるには、現に受けている登録の有効期間が満了する日の30日前までに更新の登録申請をしなければなりません。（規則第23条）

(例)



登録日が令和2年10月1日であった場合の登録の有効期間は、令和2年10月2日から令和7年10月1日までとなり、この登録を更新する場合、令和7年9月1日までに更新の申請を行う必要があります。

更新後の登録有効期間は、現に受けている登録の有効期間の満了の日の翌日から5年となりますので、令和7年10月2日から令和12年10月1日までが有効期間となります。

## (4) 申請書類の提出先／提出方法／申請書類のダウンロード

○提出先 〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市 都市整備局 都市・交通部

都市計画課 都市景観係（本庁舎6階）

TEL 086-803-1373 / FAX 086-803-1741

○提出方法 持参又は郵送してください。郵送の場合は申請者における担当者名および連絡先を明記していただくようお願いします

## (5) 業務主任者

屋外広告業者は、市内で営業を行う営業所ごとに、業務主任者を設置して法令の規定の遵守に関する事、広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関する事等の業務に関する総括を行わせなければなりません。(条例第35条)

### 【業務主任者となることのできる要件】

①都道府県、指定都市又は他の中核市の実施する講習会の課程を修了した者
②登録試験機関が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者
③職業能力開発促進法に基づき、広告美術に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者

### 【業務主任者の責務】

①岡山市屋外広告物条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関する事。
②広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関する事。
③営業所ごとに備える帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関する事。 (後記「11 登録後(届出後)の注意(2)」を参照)
④前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関する事。

※ 平成17年9月30日までの改正前における岡山市屋外広告物条例第35条第1項に規定する講習会修了者等である方(屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等)は、業務主任者となる資格を有する者とみなされます。

※ 業務主任者については、必ずしもその営業所の専任の者である必要はありませんが、雇用契約等により通常勤務時間中はその事業所の業務に従事できる者でなければなりません。

※ 後記「11 登録後(届出後)の注意」を参照してください。



## (6) 登録の拒否をする場合

屋外広告業の登録に当たっては、下記に掲げる事項に該当していないことが必要です。また、登録申請書に虚偽の記載がある場合または重要な事実の記載がなかった場合には、登録が受けられません。(条例第33条の4)

### 【登録の拒否をする要件】

①岡山市、岡山県又は倉敷市の条例に基づき登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
②屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
③岡山市、岡山県又は倉敷市の条例に基づき営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
④法に基づく条例(※)又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
⑤屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
⑥法人でその役員のうち①から④までのいずれかに該当する者があるもの
⑦営業所ごとに業務主任者を選任していない者

※ 法に基づく条例とは、岡山市の屋外広告物条例のみならず、屋外広告物法に基づく他都道府県市の屋外広告物条例も含まれます。

## (7) 屋外広告業者登録簿

登録を受けると、屋外広告業者登録簿へ登録申請書の記載事項が登録され、一般の閲覧に供されます。(条例第33条の6)

## 5 登録事項の変更の届出について

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、市長に届け出なければなりません。（条例第33条の5、規則第23条の5）

登録の変更の届出は、所定の変更届出書（様式第16号の2）とともに、変更する事項に応じて添付書類と一緒に提出してください。

### 【変更事項と必要な申請書類一覧表】

変 更 事 項	必 要 書 類
屋外広告業者(法人)の 名称・代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li> <li>・登記事項証明書（法人の場合）</li> </ul>
屋外広告業者(個人)の 氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li> <li>・住民票の抄本</li> </ul>
屋外広告業者の住所・ 所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li> <li>・登記事項証明書（法人の場合）</li> <li>・住民票の抄本（個人の場合）</li> </ul>
営業所の名称・所在地 の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li> <li>・登記事項証明書（法人で、登記の変更を伴う場合）</li> </ul>
役員(法人)の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・住民票の抄本 ※新たに役員に就任した者の分のみ</li> <li>・略歴書（様式第14号）※新たに役員に就任した者の分のみ</li> <li>・誓約書（様式第15号）※法人代表者が誓約する</li> </ul>
法定代理人の氏名及び 住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li> <li>・住民票の抄本</li> <li>・略歴書（様式第14号）</li> <li>・誓約書（様式第15号）※未成年者本人が誓約する</li> </ul>
業務主任者の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li> <li>・業務主任者となる資格を有することを証する書面の写し</li> <li>・新たな業務主任者の住民票の抄本</li> </ul>
岡山市内で営業を行う 営業所の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li> <li>・登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る）</li> </ul>
岡山市内で営業を行う 営業所の削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第16号の2）</li> </ul>

注1) 上記書類が不足しますと、受付ができませんのでご注意ください。

注2) 登記事項証明書及び住民票の抄本は、原本を提出してください。

## 6 廃業等の届出について

屋外広告業を廃業・廃止した場合は、その日から30日以内にその旨を届け出なければなりません。（条例第33条の7）

必要事項を記載し、屋外広告業廃業等届（様式第16号の3）を1部提出してください。

なお、屋外広告業者が下表のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失います。（条例第33条の7）

### 【廃業等の届出が必要な場合】

廃業等の届出事由	届出をする人
①死亡した場合	その相続人
②法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
③法人が破産により解散した場合	その破産管財人
④法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
⑤本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

※①については、その事実を知った日から30日以内に届け出なければなりません。

## 7 登録の取消し等について

屋外広告業者が次に掲げる事由に該当した場合は、その登録を取り消すか、6ヶ月以内の期間を定めて、営業の全部または一部の停止を命じる行政処分が科せられます。

（条例第33条の11）

### 【登録の取消し等が行われる場合】

①不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
②登録の拒否要件に該当することとなったとき
③登録事項の変更の届け出をせず、または虚偽の届出をしたとき
④法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

なお、上記処分がなされたときは、屋外広告物監督処分簿にその内容が記載され、公衆の閲覧に供されます。（条例第33条の12）

## 8 岡山県又は倉敷市の条例に基づき登録を受けた者に関する特例について

### (1) 届出書類一覧

岡山県又は倉敷市の条例に基づき登録を受けて屋外広告業を営んでいる者が、岡山市内で屋外広告業を営む場合、新たに登録を受ける必要はなく、下表に従って所定の「特例屋外広告業届」に必要事項を記載し、1部提出してください。(条例第33条の14)

【特例に基づく屋外広告業届の届出書類一覧表】・・・○印が必要書類です。

書類の名称 (様式番号)	申請者の区分			備 考	根 拠 条 項
	個 人	未 成 年	法 人		
特例屋外広告業届 (様式第16号の8)	○	○	○	手数料は必要ありません	・条例第33条の14 ・規則第23条の10第1項
岡山県又は倉敷市の登録を受けたことを証する書面	○	○	○	屋外広告業登録済証の写し(有効期限内のもの)	・規則第23条の10第2項
業務主任者となる資格を証する書面	○	○	○	屋外広告物講習会修了証書の写しなど	・規則第23条の10第2項

注) 上記書類が不足しますと、受付ができませんのでご注意ください。

なお、岡山県又は倉敷市の条例に基づき登録を受けて屋外広告業を営んでいる者が、岡山県又は倉敷市の条例に基づいて「更新の登録」を受けた場合、再度、上記の届出が必要です。

### (2) 届出手数料

必要ありません。

### (3) 屋外広告業届出簿

特例屋外広告業届を提出すると、屋外広告業届出簿へ届出事項が記載され、一般の閲覧に供されます。(条例第33条の14)

#### (4) 届出事項の変更について

届出に係る事項について変更があったとき、又は本市の区域内で屋外広告業を廃止したときは、岡山県又は倉敷市に届出を行ったときから30日以内にその旨を市長に届け出なければなりません。(条例第33条の14、規則第23条の10)

##### 【変更事項と必要な申請書類一覧表】

変 更 事 項	必 要 書 類
屋外広告業者(法人)の 名称・代表者の氏名	・ 特例屋外広告業届出事項変更届(様式第16号の10) ・ 屋外広告業登録済証の写し(新たに発行された場合に限る)
屋外広告業者(個人)の 氏名	・ 特例屋外広告業届出事項変更届(様式第16号の10) ・ 屋外広告業登録済証の写し(新たに発行された場合に限る)
屋外広告業者の住所・ 所在地	・ 特例屋外広告業届出事項変更届(様式第16号の10) ・ 屋外広告業登録済証の写し(新たに発行された場合に限る)
営業所の名称・所在地の 変更	・ 特例屋外広告業届出事項変更届(様式第16号の10) ・ 屋外広告業登録済証の写し(新たに発行された場合に限る)
業務主任者の変更	・ 特例屋外広告業届出事項変更届(様式第16号の10) ・ 業務主任者となる資格を有することを証する書面

#### (5) 営業の停止

他都市の屋外広告物条例、岡山県又は倉敷市などの屋外広告物条例に違反したときは、6ヶ月以内の期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命ずることがあります。(条例第33条の14)

なお、上記処分がなされたときは、屋外広告業者監督処分簿にその内容が記載され、公衆の閲覧に供されます。(条例第33条の12)

#### (6) 届出の効力について

岡山県又は倉敷市の条例に基づく登録がその効力を失ったときは、屋外広告業者届出簿から当該屋外広告業者に係る記載を抹消します。(条例第33条の14)

#### (7) 廃業等の届出について

前記「6 廃業等の届出について」を参照してください。

## 9 立入検査等について

市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその命じた者をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができます。（条例第26条）

## 10 罰則について

屋外広告業の登録に関し、条例に違反した場合、罰則が科せられます。（条例第41条から第44条まで）

### 【登録（届出）に関する罰則】

①登録をしないで屋外広告業を営業した場合	1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
②不正の手段によって登録（更新登録含む）を受けた場合	
③営業の停止命令に違反した場合	
④登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金
⑤業務主任者を選任しなかった場合	
⑥報告や立入検査を拒んだり妨げる等の行為を行った場合	20万円以下の罰金
⑦廃業の届出を怠った場合	5万円以下の過料
⑧標識を掲示しなかった場合	
⑨標識を備え置かなかつたり、虚偽の記載をしたり、保存しなかった場合	
⑩特例に基づき市へ届出をしている者が、その届出に係る事項について変更があった場合又は廃止をしたときに、その届出を怠った場合	

## 1.1 登録後（届出後）の注意事項

### (1) 標識の掲示

屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に以下の事項を記載した標識を掲示する義務があります。（条例第33条、規則第23条の7）

#### 【標識に掲げる事項】

①商号、氏名又は名称
②法人である場合にあっては、その代表者の氏名
③登録番号及び登録年月日又は届出番号及び届出年月日
④業務主任者の氏名
⑤前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

○条例第33条の規定による屋外広告業者・・・様式第16号の4

○条例第33条の14の規定による特例屋外広告業者・・・様式第16号の5

### (2) 帳簿の備付け

屋外広告業者は、広告物の表示または設置の契約ごとに下記の表に掲げる内容を記した帳簿を作成し、これを営業所に備え置かなければなりません。

ただし、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができます。

帳簿は事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

(条例第33条の10、規則第23条の8)

#### 【帳簿の記載事項等】

①注文者の氏名又は名称及び住所
②広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
③表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
④表示した広告物の内容
⑤当該表示又は設置の年月日
⑥請負金額

### **(3) その他**

登録（届出）事項に変更があった場合や屋外広告業を廃業・廃止した場合、届出が必要です。

前記「5 登録事項の変更の届出について」、「6 廃業等の届出について」、「8（4）届出事項の変更について」又は「8（7）廃業との届出について」を参照してください。

## **12 その他**

### **(1) 岡山市屋外広告物条例等の閲覧**

岡山市屋外広告物条例／岡山市屋外広告物規則の閲覧については、岡山市のホームページから閲覧できます。

### **(2) 屋外広告業に関する問い合わせ先**

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市 都市整備局 都市・交通部  
都市計画課 都市景観係（本庁舎6階）  
TEL 086-803-1373／FAX 086-803-1741